

設立総会議案書

と き 平成28年7月24日（日）
午後1時30分

ところ 本吉公民館・視聴覚室

津谷地区まちづくり協議会

津谷地区まちづくり協議会設立総会

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 設立の経緯

4. 議長選出

5. 議 事

議案第1号 規約の制定について

議案第2号 役員を選任について

議案第3号 平成28年度事業計画（案）について

議案第4号 平成28年度収入支出予算（案）について

6. その他

7. 閉 会

津谷地区まちづくり協議会設立の経緯について

1. 本吉町地域協議会がまちづくり協議会の組織化を提言

平成28年3月末で本吉町地域協議会が廃止されるため、小委員会を設置して今後のまちづくりのあり方について調査・研究を行い、結果を要望書として市長に提出。要望書は、「協働のまちづくりを進める組織を市内全域に組織する」ことを提言。

2. 津谷地区まちづくり協議会設立準備委員会を設置

本吉町地域協議会が市長に対し提言した内容を具現化すべく、津谷地区の元地域協議会委員が発起人となって設立準備委員会を設置し、津谷地区まちづくり協議会の設立に向けて検討を行った。

①設立準備委員会委員名簿・・・別紙

②5月27日 設立準備会開催

- ・まちづくり協議会設立の趣旨、活動内容について説明
- ・設立準備委員会を設立（設立準備委員会委員長に佐藤雅俊氏を選任）

③6月15日 第1回設立準備委員会開催

- ・規約案について
- ・協議会を組織する団体について

④6月24日 第2回設立準備委員会開催

- ・協議会の具体的な活動について
- ・部会の所掌事項について

⑤7月12日 第3回設立準備委員会開催

- ・設立総会提出議案について
- ・設立総会開催日について

⑥7月24日 第4回設立準備委員会最終打ち合わせ

- ・設立総会議案の最終確認について

津谷地区まちづくり協議会設立準備委員会委員名簿

NO	団体名称	役職	氏名	住所	備考
1	馬籠地域振興会	会長	千葉 正	馬籠町23	
2	津谷地域振興会	会長	佐藤 恵子	津谷松岡43	
3	浜区地域振興会	会長	畠山 聡	登米沢19-13	
4	北区地域振興会	会長	佐藤 清	坊の倉113	
5	川内地域振興会	会長	遠藤 正勝	東川内21-1	副委員長
6	津谷地区社会福祉協議会	会長	佐藤 一郎	平栲76	
7	山田地域自主防災会	会長	三浦 克郎	狩猟131	
8	川内防犯協会	会長	千葉 勝雄	下川内120-2	
9	津谷地区老人クラブ連絡協議会	会長	佐藤 英一	上野83	
10	津谷小学校PTA	会長	三浦 稔	上川内95	
11	にぎわいづくり推進協議会	会長	及川 靖浩	津谷松岡109	
12	元本吉町地域協議会	会長	佐藤 雅俊	猪の鼻72-3	委員長
13	元本吉町地域協議会	委員	大江 義郎	向畑38	副委員長
14	元本吉町地域協議会	委員	及川 義紀	宮内44-1	
15	元本吉町地域協議会	委員	佐藤 忠文	津谷松尾75-6	
16	元本吉町地域協議会	委員	佐藤 秀一	午王野沢254	
17	元本吉町地域協議会	委員	芳賀 繁	宮内25	
18	元本吉町地域協議会	委員	大内 文江	狼の巣199-1	
19	元本吉町地域協議会	委員	芳賀 一充	小峰崎80	
20	元本吉町地域協議会	委員	佐藤 和文	津谷館岡177-5	

議案第1号

津谷地区まちづくり協議会規約の制定について

津谷地区まちづくり協議会の規約を次のとおり定めます。

平成28年7月24日 提出

記

津谷地区まちづくり協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、津谷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて、環境の保持・改善、防災体制の確立、次世代育成による地域活性化のための支援活動など、地域のまちづくりに関する総合的な活動を振興会や各種団体などと連携して行い、地域のコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること
- (4) 防災、防火、防犯並びに交通安全に関すること
- (5) 地域の産業振興と地域資源の有効活用に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 別表1に掲げる津谷地区の振興会及び各種団体等（以下「各種団体」という。）の代表者
- (2) 各種団体が推薦し、協議会が承認した知識経験を持つ地区住民
- (3) 各種団体以外で加入を希望し、協議会が承認した団体の代表者

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名

- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 若干名
- (8) 副部会長 若干名

2 前項第2号から第5号の役員は、前項第7号及び第8号の役員を兼ねることができる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、協議会事務の処理にあたる。
- 5 会計は、会計の事務処理にあたる。
- 6 監事は、会計を監査し、総会に報告する。
- 7 部会長は、部会を統括し、事業の推進にあたる。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、事業の推進にあたる。

(役員選任等)

第8条 役員は、総会において委員の中から選出するものとする。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときは、補充を行うことができる。ただし、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第9条 協議会は、顧問及び相談役（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、役員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問等は、事業推進のための助言、指導を行うことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、臨時総会、役員会及び部会とする。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議決等)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

- 2 会議に出席できない委員は、全ての議決権を議長に委任することができる。
- 3 前項の規定により全ての議決権を議長に委任した委員は、会議に出席したものとみなす。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 役員を選任に関する事
 - (3) 事業計画に関する事
 - (4) 予算、決算に関する事
 - (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事
- 2 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集して開催するものとし、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する議案に関する事項
- (2) 総会において付託された事項に関する事項
- (3) 各種活動の企画、事業方針に関する事項
- (4) 委員の選任に関する事項
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(部会)

第14条 特定の事業を推進するために、次の部会を設置する。また、必要に応じて専門的な事項について活動を行う部会を設けることができる。

- (1) 総務・企画部会
 - (2) 防災・安全部会
 - (3) 産業・観光部会
 - (4) 教育・文化部会
 - (5) 保健・福祉部会
 - (6) 環境・美化部会
- 2 部会の所掌事項は、別に定める。
 - 3 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 部会は、会長の指名する委員、その他必要とする者をもって構成する。
 - 5 部会は部会長が招集し、決定事項は役員会に報告して承認を得るものとする。

(地区住民の参画)

第15条 津谷地区に住所を有する者（以下「地区住民」という。）は、協議会の全ての会議を傍聴することができる。

- 2 地区住民は、協議会の主催する各種事業に参画することができる。

(運営費)

第16条 協議会の運営費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年7月24日から施行する。
- 2 協議会設立時に選出された役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

議案第2号

役員を選任について

規約第6条に定める本会の役員を次のとおり選任することにします。

平成28年7月24日 提出

記

役職	人数	氏名	所属	摘要
会長	1名			
副会長	3名			
事務局長	1名			
事務局次長	1名			
会計	1名			
監事	2名			
部会長	6名			総務・企画部会
				防災・安全部会
				産業・観光部会
				教育・文化部会
				保健・福祉部会
				環境・美化部会
副部会長	6名			総務・企画部会
				防災・安全部会
				産業・観光部会
				教育・文化部会
				保健・福祉部会
				環境・美化部会

議案第 3 号

平成28年度事業計画（案）について

平成28年度本会の事業計画（案）を次のとおり定めます。

平成28年7月24日 提出

記

1. 基本方針

私たちの暮らしは、急激な人口減少と少子高齢化などによる社会環境の変化により、市民・地域におけるニーズが多様化、複雑化するとともに、地域防災・防犯、地域福祉問題など地域において様々な課題が発生しており、行政だけで対応し解決することが難しくなっています。

このような私たちの暮らしに密着した課題を解決するには、自分たちの住んでいる地域について、「知り」「考え」「地域が一体」となって地域の将来像を共有し、行政と協働しながら計画的に取り組んでいく必要があります。

このため、私たちは、津谷地区まちづくり協議会に積極的に参加し、互いに支え合いふれあいながら、住みよい津谷地区のまちづくりを推進するため、「津谷地区まちづくり計画」を策定し計画的にまちづくりを推進します。

活動に当たっては、振興会や各種関係団体等の既存の活動を尊重しながら、団体間の横のつながりを強化してその活動のさらなる広がりをめざしていきます。

また、協議会の活動には、全ての地区住民の参画を求め、「地域のことは地域で解決する」地域コミュニティづくりを目指します。

2. 具体的な実施事業

(1) 会議

- ①総会の開催（4月）
- ②役員会の開催（定例役員会4回、臨時は随時）
- ③部会の開催（定例部会2回、臨時は随時）

(2) 部会活動

部会活動は、下記の活動目標及び想定される事業例を参考に、部会構成が整った後に各部会の会議において具体的な実施事業を定めるものとする。

①総務・企画部会

活動目標 「住民の郷土愛を育み、地域特性を生かしたまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・まちづくり計画の策定
- ・地区新年会の開催
- ・地区カレンダーの作成

②防災・安全部会

活動目標 「安心・安全なまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・防災マップの作成
- ・道路安全施設の点検整備、危険箇所調査
- ・地区避難訓練の実施
- ・防災・防犯・交通安全組織の連携推進

③産業・観光部会

活動目標 「地域特性を生かした産業の輝くまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・特産品開発の研究・調査
- ・観光資源の開発
- ・直売所の連携推進
- ・津谷街にぎわい市支援
- ・地域資源保全会の連携推進

④教育・文化部会

活動目標 「生涯学習を推進し、芸術・文化・スポーツに親しむまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・ みんなで学び、遊び、スポーツに親しめる環境づくり
- ・ 地域の教育力向上推進
- ・ 地区運動会への積極参加と協力・支援
- ・ 公民館まつりへの参加・支援
- ・ 祭りの開催

⑤保健・福祉部会

活動目標 「支えあいふれあい、自分らしく生き、安心して子育てができるまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・ 地域見守り活動の推進
- ・ 健康づくり体操・ウォーキングの推進
- ・ ふれあいサロン、ほっとカフェの開設
- ・ 交流スポーツ、イベントの開催

⑥環境・美化部会

活動目標 「美しい自然に囲まれて快適に暮らせるまちづくりの推進」

(想定される事業例)

- ・ 花いっぱい運動の推進
- ・ 自然に親しむ集いの開催
- ・ 自然環境の保全とリサイクルの推進
- ・ 地区内自然探検会の開催
- ・ 津谷地区の自然写真コンテストの開催

(3) 公報事業

- ①広報紙の発行（毎月1回）
- ②ホームページの開設

(4) 研修事業

- ①先進地視察研修（年1回）
- ②まちづくり講演会開催

(5) 調査事業

- ①まちづくりに関する意識調査

議案第 4 号

平成28年度収入支出予算（案）について

平成28年度本会の収入支出予算（案）を次のとおり定めます。

平成28年7月24日 提出

記

収 入

単位：円

科 目	予算額	内 訳
補 助 金	500,000	市補助金
寄 付 金	50,000	一般寄付金
雑 収 入	1,000	預金利子等
合 計	551,000	

支 出

単位：円

科 目	予算額	内 訳
事 務 費	80,000	通信費 50,000 事務消耗品 30,000
会 議 費	20,000	
事 業 費	380,000	広報活動 100,000 研修費 50,000 調査費 20,000 部会活動費 210,000
諸 雑 費	10,000	
予 備 費	61,000	
合 計	551,000	

但し、上記予算科目で過不足が生じた場合は、役員会において予算補正並びに科目間の流用ができるものとする。